

○労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号、第十一号及び第三十八号の規定に基づく労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務等を定める件（平成十年^{金融監督庁}大^{蔵省}勞^{働省}告^示第二号）

改 正 案	現 行
<p>労働金庫法施行規則第四十五条第五項第三号、第十一号及び第三十八号並びに第五十三条第二号の規定に基づき労働金庫又は労働金庫連合会の子会社が営むことのできる業務から除かれる業務として金融庁長官及び厚生労働大臣が定める業務等</p> <p>（法第五十八条第一項各号に掲げる業務を行う事業に付随し又は関連する業務に準ずる業務）</p> <p>第四条 規則第五十三条第二号に規定する金融庁長官及び厚生労働大臣が定める業務は、前条第一号から第六号までに掲げる業務とする。</p>	<p>（新設）</p> <p>（新設）</p>